

規制の事前評価書

1 規制の名称

縄張内で営業を営む者のために行う用心棒行為等の禁止

2 担当部局

警察庁刑事局組織犯罪対策部企画分析課

3 評価実施時期及び分析対象期間

(1) 評価実施時期

平成24年2月

(2) 分析対象期間

平成20年8月から規制の新設に係る条項の施行の1年後までの間

4 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制の目的及び必要性

指定暴力団員による暴力的要求行為を始めとする違法な行為は未だ後を絶たない状況にあるが、指定暴力団員による違法な行為の中には、指定暴力団員がその縄張内で営業を営む者のために用心棒行為（営業に係る業務を円滑に行うことができるようにするため顧客、従業員その他の関係者との紛争の解決又は鎮圧をすることをいう。以下同じ。）等の一定の行為を行い、当該用心棒行為等を行うに際して当該違法な行為を敢行している実態が顕著にみられるものがある。縄張は指定暴力団員の不当な資金獲得活動を容易にする基盤そのものであり、その維持は指定暴力団員からの上納金を資金源とする指定暴力団の組織としての不正権益の消長にも関わる問題であることから、指定暴力団員が縄張内で営業を営む者のために用心棒行為等を行う場合には、違法な行為を敢行してでもこれを貫徹しようとする動機が強く働くものと考えられ、そのような用心棒行為等は、本質的に違法な行為に発展する危険性を有するものであることに加え、上記のとおり、指定暴力団員が縄張内で営業を営む者のために用心棒行為等を行い、これに伴って現に違法な行為が多数敢行されている実態があることに鑑みれば、指定暴力団員が縄張内で営業を営む者のために用心棒行為等を行った場合には、一定の違法な行為に発展する危険性が典型的に高いと評価することができる。しかし、現行の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）においては、指定暴力団員が用心棒行為等を行うことは禁止されていないことから、これに伴う違法な行為により国民の生命、身体又は財産に危害が生じることを未然に防止することが十分にできていない。また、営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業員（以下「営業者等」という。）の中には、自己の利益を図るために指定暴力団員に用心棒行為等を行わせている者も存在すると考えられるところ、営業者等によるこうした行為をやめさせなければ、指定暴力団員が用心棒行為等を行うに際して違法な行為を敢行することを十分に抑止することはでき

ない。

こうした状況に対処するため、指定暴力団員が縄張内で営業を営む者のために用心棒行為等を行うことやその約束をすることを禁止するとともに、営業者等が指定暴力団員に対して用心棒行為等をすることを要求等することを禁止する必要がある。

(2) 規制の内容

ア 指定暴力団員は、その者の所属する指定暴力団等の指定暴力団員の縄張内で営業を営む者のために、次に掲げる行為をし、又は当該行為をすることをその者と約束してはならないこととし、違反行為を中止命令及び再発防止命令の対象とする。

(ア) 当該営業に係る業務を円滑に行うことができるようにするため、顧客、従業者その他の関係者との紛争の解決又は鎮圧をすること。

(イ) 訪問する方法により、当該営業に係る商品を販売する契約又は当該営業に係る役務を有償で提供する契約の締結について勧誘をすること。

(ウ) 面会する方法により、当該営業によって生じた債権で履行期限を経過してもなおその全部又は一部が履行されていないものの取立てをすること。

イ 営業者等は、指定暴力団員に対し、アに違反する(ア)から(ウ)の行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又はアの約束の相手方となってはならないこととし、違反行為を再発防止命令の対象とする。

5 法令の名称・関連条項とその内容

現行の暴対法に関連条項はない。

6 想定される代替案

指定暴力団員による用心棒行為等及び営業者等による用心棒行為等の要求等に対し、指導・警告等により対処する。

7 規制の費用

(1) 遵守費用

改正案については、規制を受けることとなる指定暴力団員は縄張内で営業を営む者のために用心棒行為等をするができなくなり、また、営業者等は指定暴力団員に対し用心棒行為等をするを要求すること等ができなくなるが、金銭的負担や作為義務が課されるものではなく、新たな遵守費用はほとんど生じない。代替案については、指導・警告等を受けた指定暴力団員等は法的義務を課されるものではないため、遵守費用は想定できない。

(2) 行政費用

改正案については、都道府県公安委員会に命令の発出事務が生ずることとなるが、既存の規制と一連の体系をなすものであり、当該命令の発出事務に係る新たな費用はほとんど生じない。代替案については通常の警察活動の一環であり、新たな費用はほとんど生じない。

(3) その他の社会的費用

改正案及び代替案について、上記の費用以外に増加する費用は想定されない。

8 規制の便益

改正案については、罰則を担保とした命令により用心棒行為等に伴う違法な行為が抑止され、これにより国民の生命、身体又は財産に危害が生じることを未然に防止することができるとともに、指定暴力団員による縄張の維持を防ぎ、指定暴力団の資金源に打撃を与えることができるものと考えられる。

代替案については、暴力団は、「その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」であり、また、指定暴力団員に対し用心棒行為等を行うことを要求等する営業者等は暴力団と極めて近い関係にある者であると考えられるところ、任意手段である指導・警告等では、指定暴力団員による用心棒行為等及び営業者等による用心棒行為等の要求等が十分に抑止されるとはいえない。

9 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

まず、改正案の費用と便益を比較すると、費用がほとんど生じないのに対して一定の便益があるといえることから、費用以上の便益があるものと評価することができる。

また、改正案と代替案を比較すると、費用の点では両者とも極めて小さくほとんど差が出ないのに対し、便益の点では、代替案よりも改正案の方が用心棒行為等に伴う違法な行為が抑止され、これにより国民の生命、身体又は財産に危害が生じることを未然に防止することができるとともに、指定暴力団員による縄張の維持を防ぎ、指定暴力団の資金源に打撃を与えることができると期待されることから、改正案の便益の方が大きいといえることができる。したがって、代替案よりも改正案を選択することが妥当であると評価することができる。

10 有識者の見解その他の関連事項

平成23年10月から12月にかけて「暴力団対策に関する有識者会議」（座長：川端博明治大学法科大学院教授）において暴力団対策の在り方に関して幅広く検討が行われ、平成24年1月に報告書が取りまとめられたところ、同報告書において、本規制を含む暴対法の一部改正骨子案について、基本的に了承する旨の言及がなされている。

11 レビューを行う時期又は条件

改正法の施行後、規制の適用状況及び用心棒行為等に伴う違法な行為の実態等を勘案し、本規制によってもなお用心棒行為等に伴う違法な行為の抑止が困難な情勢に至った場合等必要と認められる時期にレビューを行う。